

業者名	入札参加停止理由	措置期間
九龍建創有限公司	建設業法第29条第1項第2号の規定に基づく取消処分を受けたため	令和7年5月22日 ～ 令和8年5月21日
日本交通技術株式会社大阪支店	独占禁止法違反により公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため	令和8年1月23日 ～ 令和8年7月22日
大日コンサルタント株式会社西日本支社	独占禁止法違反により公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため	令和8年1月24日 ～ 令和8年7月23日
株式会社トーニチコンサルタント西日本支社	独占禁止法違反により公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため	令和8年1月25日 ～ 令和8年4月24日
株式会社縁	業務の履行に当たり、契約書及び仕様書の記載事項に違反し、公共工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため。	令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日
高知建設株式会社	建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため	令和8年4月9日 ～ 令和8年10月8日